

令和7年度 北杜市須玉町内行政代執行現場周辺における悪臭調査結果

臭気指数

項目	においの種類（目安）	大蔵			東向			敷地境界における基準値
		敷地境界（風上）	敷地境界（風下）	敷地境界（推定原因箇所）	敷地境界（風上）	敷地境界（風下）	敷地境界（推定原因箇所）	
臭気指数		<10	<10	<10	<10	<10	<10	13

特定悪臭物質濃度

単位：ppm

物質名	においの種類（目安）	大蔵			東向			敷地境界における基準値【参考】 <sup>(※)</sup>
		敷地境界（風上）	敷地境界（風下）	敷地境界（推定原因箇所）	敷地境界（風上）	敷地境界（風下）	敷地境界（推定原因箇所）	
アンモニア	し尿のようなにおい	—	—	—	0.08	—	—	1
硫化水素	腐った卵のようなにおい	—	—	—	—	—	—	0.02
アセトアルデヒド	刺激的な青臭いにおい	—	—	—	—	—	—	0.05
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	—	—	—	—	—	—	0.03
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	—	—	—	—	—	—	0.001
イソ吉草酸	〃	—	—	—	—	—	—	0.001

(※) 悪臭防止法では「臭気指数による規制」と「特定悪臭物質の濃度による規制」のいずれかで規制することとしている。

本県においては、規制基準値として臭気指数を採用している（平成17年2月1日山梨県告示496号）。